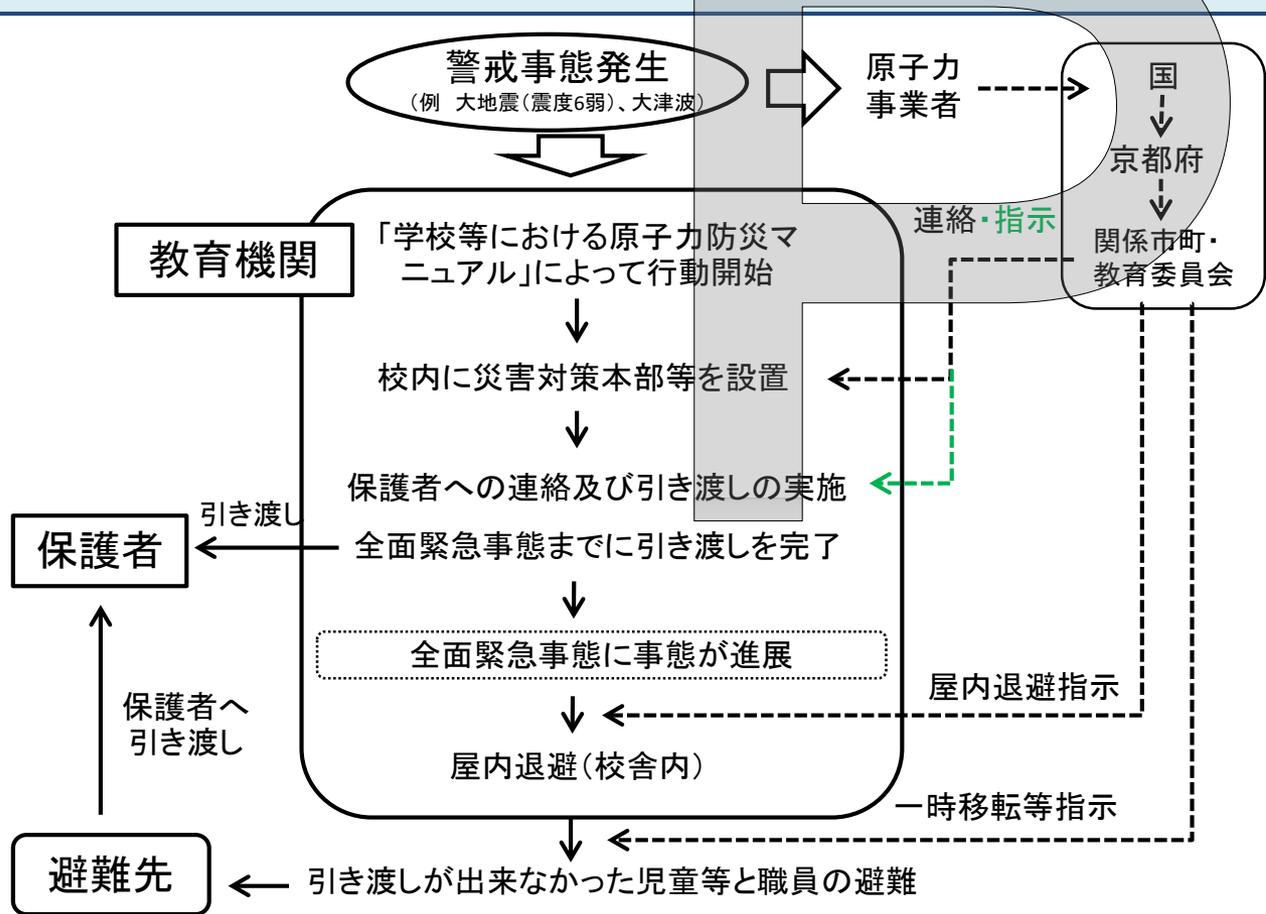


- 京都府では、警戒事態発生時に、UPZ内に位置する保育所・幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等毎に校長等を本部長とする学校原子力災害対策本部等を設置する。
- 学校原子力災害対策本部等は関係市町原子力災害対策本部や関係市町教育委員会等の指示により警戒事態において、学校等の対応及び保護者の迎え等について保護者あてに連絡(メール配信等)し、児童等の帰宅又は保護者への引き渡しを実施。全面緊急事態までに保護者への引き渡しを完了する。
- 引き渡しができない児童等は、屋内退避(校舎内)を実施する。その後、事態が悪化し、関係市町原子力災害対策本部等から一時移転等の指示が出された場合は、職員等とともに一時移転等を行い、避難先において保護者に引き渡す。



UPZ内の教育機関数

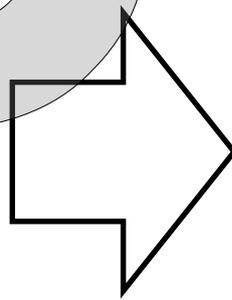
	教育機関数(機関)	児童・生徒数(人)
保育所・幼稚園等	32	2,795
小学校	16	4,257
中学校	8	2,402
高等学校	5	2,153
特別支援学校	3	161
その他学校	4	1,077
合計	68	12,845

※ 平成28年5月1日時点

京都府におけるUPZ内の医療機関・社会福祉施設の避難先

- 京都府では、UPZ内にある全ての医療機関、社会福祉施設(47施設2,260人)について、国の原子力災害対策本部から一時移転等の指示が出た場合における受入候補施設を、京都府災害時要配慮者避難支援センターの調整により確保。
- UPZ内にある全ての医療機関、社会福祉施設において個別の避難計画を策定済み。

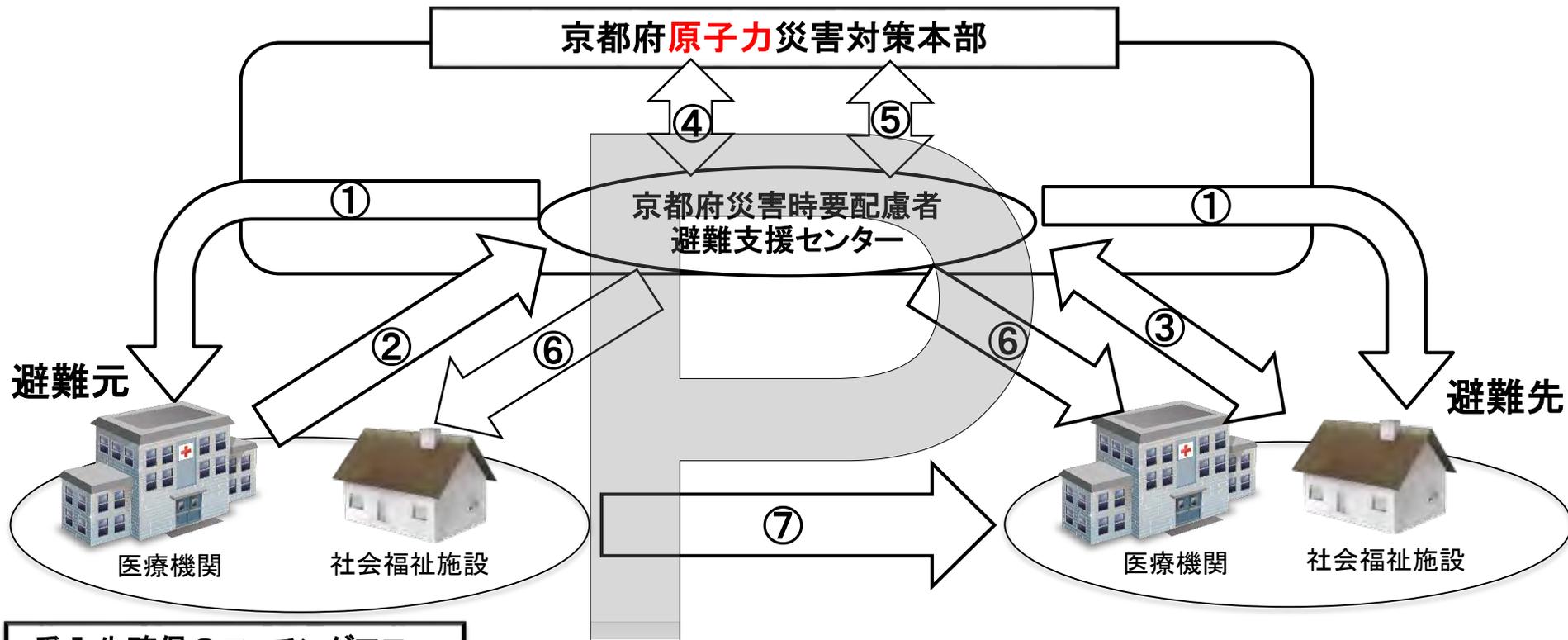
< UPZ内 >			< UPZ外 >	
施設区分	施設数	入所者数(人)	受入候補施設数	受入可能人数(人)
医療機関(病院・有床診療所)	12	988	33	約1,540
社会福祉施設	介護保険施設等	25	69	約1,490
	障害福祉サービス事業所等	8	8	約270
	児童養護施設等	2	11	約160
	小計	35	88	約1,920
合計	47	2,260	121	約3,460



受入先調整
(京都府災害時要配慮者避難支援センター)

- ※ 社会福祉施設については同種の施設への避難が基本であるが、医療ケアが必要な約112人については医療機関へ搬送
- ※ 平成28年6月1日現在
- ※ 京都市他府内市町に避難先を確保

➤ 京都府では、一時移転等の防護措置が必要になった場合、京都府原子力災害対策本部内に設置される京都府災害時要配慮者避難支援センターが受入に関する調整を速やかに実施。

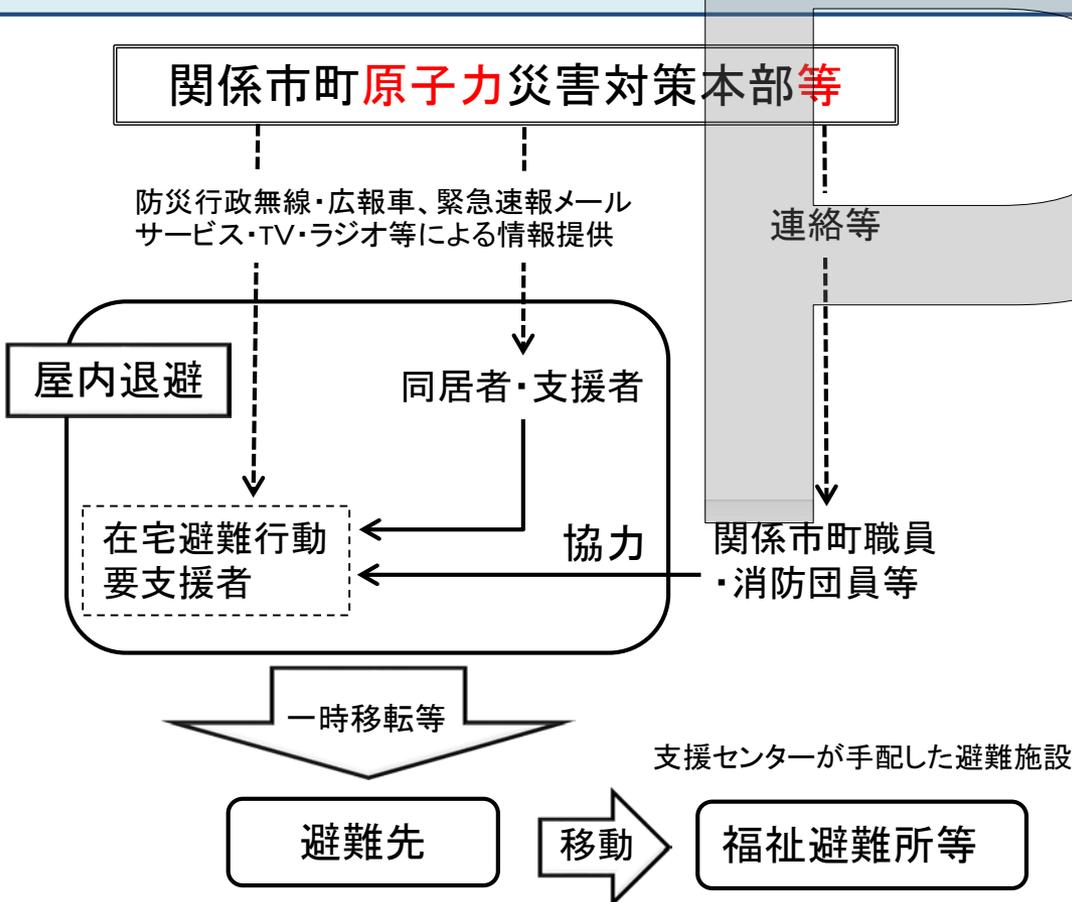


受入先確保のマッチングフロー

- ①: 災害時要配慮者避難支援センターから受入れ先・避難元双方の医療機関・社会福祉施設へ、災害に関する情報を提供
- ②: 避難元医療機関・社会福祉施設からセンターへ、避難者数及び必要な移送手段を報告
- ③: センターによる受入先の状況確認及びマッチングの実施
- ④: センターと京都府原子力災害対策本部において調整の上、必要な輸送手段を確保
- ⑤: センターと京都府原子力災害対策本部による移送等の避難実施についての協議・調整
- ⑥: センターから受入先・避難元双方の医療機関・社会福祉施設へ、避難方針を連絡
- ⑦: 避難の実施

※ 事態の規模、時間的な推移に応じて、早期の段階で避難等の予防的防護措置をとる場合に備えて、UPZ内の医療機関・社会福祉施設を対象に避難時の対応についての具体化・充実化を行っていく。
 ※ 京都市他府内市町に避難先を確保

- 在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や避難に協力してくれる支援者に対し、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、TV、ラジオ等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- 支援者の同行により、地域住民と一緒に避難できる在宅の避難行動要支援者は、一時移転等が必要となった場合、関係市町が準備した避難先に一時移転等を行う。なお、介護ベッド等が必要な在宅の避難行動要支援者は京都府災害時要配慮者避難支援センターに依頼し避難先を確保。
- 支援者のいない者については、今後支援者を確保していく。また、支援者を確保できない場合においても、関係市町職員、自治会、消防職員・団員等の協力により屋内退避・一時移転等ができる体制を整備。



UPZ内の在宅の避難行動要支援者数(暫定値)

市町	UPZ内(人)
舞鶴市	5,127(2,652)
綾部市	207(207)
なんたんし 南丹市	724(724)
きょうたんばちょう 京丹波町	81(81)
京都市	44(44)
合計	6,183(3,708)

- ※ ()内は支援者有り
- ※ 平成29年1月現在
- ※ 京都市他府内市町に避難先を確保

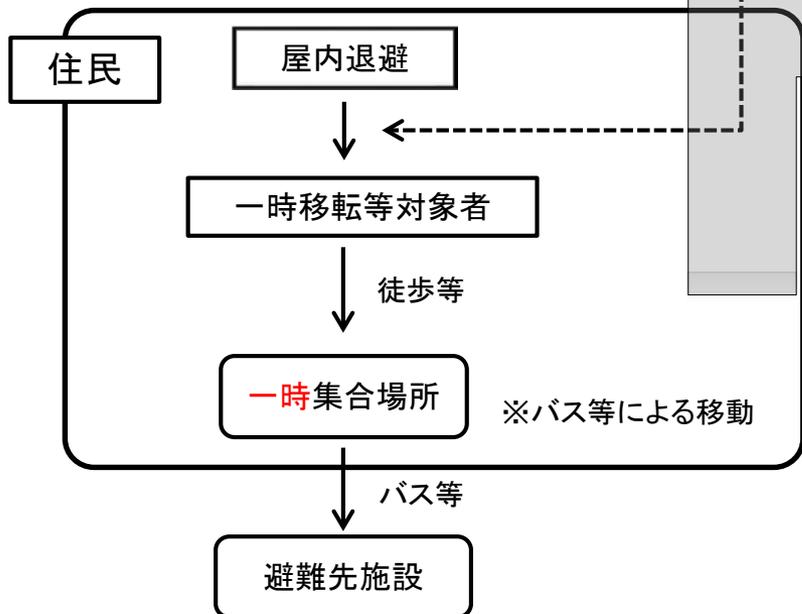
京都府におけるUPZ内の一般住民の防護措置

- 国の原子力災害対策本部は、緊急時モニタリングの結果に基づき、OIL1に該当すると特定された区域及びOIL2に該当すると特定された区域に対し一時移転等を指示。
- 国の原子力災害対策本部の指示に基づき、当該区域の関係市町原子力災害対策本部等より、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、TV、ラジオ等を用いて一時移転等の指示を伝達。
- 当該住民は避難計画で定めている避難先へ一時移転等を実施。
- 京都府では、渋滞抑制の観点から、原則バスによる移動を実施。

<UPZ内市町の避難先>

関係市町原子力災害対策本部等

一時移転等の指示



市町名	府内避難先	府外避難先
舞鶴市 79,354人	京都市、宇治市、城陽市、向日市 <small>じょうようし むこうし</small>	兵庫県 神戸市、尼崎市、西宮市 (合計62,928人)
綾部市 1,600人	福知山市、亀岡市	徳島県 鳴門市、松茂町、北島町 (合計16,426人)
南丹市 3,352人	南丹市内	兵庫県 相生市、赤穂市、 <small>あいおいし あこうし</small> 宍粟市、たつの市、 <small>しそうし</small> 太子町、佐用町 (合計1,600人)
京丹波町 278人	京丹波町内	兵庫県 洲本市、南あわじ市 (合計3,352人)
京都市 301人	京都市内	芦屋市 (合計:278人)
		—

※ 平成29年4月1日時点

舞鶴市におけるUPZから避難先施設までの主な経路

➤ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

【凡例】

● 京都府が準備する避難
退域時検査場所候補地

【主な避難経路】

国道175号→国道9号→京都縦貫自動車道

【主な避難経路】

国道27号→舞鶴西IC→舞鶴若狭自動車道→綾部JCT→京都縦貫自動車道→大山崎JCT

【広域避難先(府外避難)】

兵庫県

＜志楽、朝来、大浦、新舞鶴、中舞鶴、与保呂、池内、高野＞

神戸市（東灘体育館、他71か所）

＜余内、吉原、明倫＞

尼崎市（中央地区会館、他59か所）

＜中筋、池内、福井、由良川＞

西宮市（勤労会館、他37か所）

※避難元地区はいずれも小学校区表記

【広域避難先(府内避難)】

京都市・宇治市・城陽市・向日市

＜志楽、朝来、大浦、新舞鶴、三笠、倉梯、倉梯第二、与保呂、中舞鶴、余内、明倫＞

京都市（京都市東山青少年活動センター、他119か所）

＜池内、中筋、由良川＞

宇治市（伊勢田小学校、他31か所）

＜高野、福井＞

城陽市（寺田南小学校、他13か所）

＜吉原＞

向日市（市民体育館）

※避難元地区はいずれも小学校区表記

【広域避難先(府外避難)】

徳島県

＜倉梯、倉梯第二＞

鳴門市（市立大津西小学校屋内運動場、他30か所）

＜三笠＞

松茂町（松茂町役場、他9か所）

＜倉梯第二＞

北島町（北島町総合庁舎内(公民館)、他19か所）

※避難元地区はいずれも小学校区表記

【主な府外避難経路①(神戸市、尼崎市、西宮市)】

府道28号→舞鶴東IC→舞鶴若狭自動車道→吉川JCT→中国自動車道→(神戸市:神戸三田IC→六甲北有料道路、尼崎市:西宮市:宝塚IC→県道42号線)

【主な府外経路②(鳴門市、松茂町、北島町)】

府道28号→舞鶴東IC→舞鶴若狭自動車道→吉川JCT→中国自動車道→神戸三田IC→六甲北有料道路→神戸北IC→山陽自動車道→神戸西IC→神戸淡路鳴門自動車道→鳴門北IC